

訪問リハビリテーション 介護サービス費・利用料

No.1 要介護	費用(円)		算定 単位	備考
	区分			
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます。	要介護1~5	308	1回	訪問リハビリを1回20分実施した場合、算定します。

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
リハビリテーションマネジメント加算	(イ)	180	1月	厚生労働省が定めるリハビリマネジメント手順を行った場合、算定します。
	(ロ)	213		厚生労働省が定めるリハビリマネジメント手順を行った場合、算定します。
				※医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に加えて270単位の加算
短期集中リハビリテーション加算		200	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者に対してその退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合、算定します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		240	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に認知症リハビリテーションを集中的に行った場合算定します。(1週間に2日を限度)
移行支援加算		17	1日	厚生労働省が定める移行支援プロセスを行い評価対象機関に一定の基準を超えた場合、算定します。※加算算定を開始する月の前年の同月から起算して12月まで算定します。
サービス提供体制強化加算	(I)	6	1回	サービスを提供する職員の勤続年数等により、いずれかを算定します。
	(II)	3		
退院時共同指導加算		600	1回	入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリ事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリを行った場合に算定します。
口腔連携強化加算		50	1月	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、算定します。
診療未実施減算		-50	1回	事業所の医師がリハビリテーション計画書の作成に係る診療を行わなかった場合、減算します。
同一建物減算		基本料金から10%の減算	1回	事業所と同一建物の利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上のサービスを行う場合、減算します。
業務継続計画未策定減算		基本料金から1%の減算	1月	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定時は減算します。
高齢者虐待防止措置未実施減算		基本料金から1%の減算	1月	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、減算します。
身体拘束廃止未実施減算		基本料金から10%の減算	1月	身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合、減算します。

※ 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1~3割で計算されます。

※ 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費として、以下の実費を徴収します。

(1)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円

(2)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円